

(様式3)

博士論文の要約

氏名 森田 大介

論文題目 中世後期の朝廷下部機構と公家社会の研究

序章 本研究の視角と課題

本論文では、地下官人を主な検討対象に、太政官の事務局にあたる外記局・弁官局を中心に構成された朝廷下部機構の有様や、公家社会の実態を論究し、それらが近世に向かって変容していく様子を浮き彫りにすることを目的に考察を進め、武家とともに政権を担った中世後期の朝廷・公家社会の特質の究明を試みるものである。

ただし中世後期になると、地下官人の上首層にいる医道・陰陽道・明経道の長官や外記局の局務・弁官局の官務などは、殿上人と同等の官位を有するようになるのみならず、三位に上階し公卿に列する者まで現れはじめる。そのような地下官人という性格だけでは把握できない特徴を持つ上首層の地下官人の特質を掴んでいくために、本論文では①四位・五位の殿上人、②上級貴族に仕える四位・五位の家司・家礼・家僕、③医道・陰陽道・明経道など諸道の長官や外記・弁官両局で上首（局務・官務）の座に就く四位・五位層の地下官人をまとめて「下級廷臣」と定義する。これにより、①②③の人員を殿上人と地下官人との区別なく同階層の集団として取り扱うことが可能となる。

以上を踏まえて、①中世後期の朝廷下部機構、②中世後期における朝廷・公家社会の家格と地下官人の上首層を中心とした下級廷臣の官位・身分、③中世後期の公武関係の視角から課題を設定し、本論文は三部構成をとった。

第一部 中世後期における朝廷下部機構の維持と変容

第一章 地下官人の朝儀・行事参仕と御訪の下行 一六位外記・六位史を中心に一

本章では、主に中原康富が記した『康富記』を用いて、六位外記・六位史に下行される年中行事の御訪と、それをめぐる対応について考察を行っていく。

第一節 年中行事における御訪の下行額

三百疋の御訪を下行するはずの春日祭では、時期は不明ながらも三百疋が二百疋に削減され、およそ応永十年代後半～二十年代前半に二百疋から百疋に半減している。

春日祭以外では、賀茂祭・例幣・日吉祭・祈年祭には御訪の増減はないことが看取できる。ただし嘉吉年間（一四四一～四四）以降、朝廷と室町幕府が共同執行で支出する例

幣・祈年祭・月次祭などでは、御訪の下行を保証してくれた幕府側の奉行への手数料として一割弱程度が差し引かれたと指摘されている。

放生会・月次祭では御訪自体が減少し、八幡一社奉幣では下行額の変動が激しく百疋だった御訪がなくなった後、二百疋を下すようになったことがわかる。

第二節 春日祭の御訪と六位外記史

六位外記史は、春日祭で御訪二百疋の下行を求めることは新儀ではないとして、奉行に対し御訪の増額を要求していたことが明らかになった。これによって六位外記史は、春日祭では先例として御訪二百疋が下行されるものと認識していたことがわかる。しかし、六位外記史の上層にいる奉行をはじめとする朝儀・行事運営者たちは、六位外記史のみ加増した後、他の地下官人も御訪の加増を求めて立て続けに訴訟を起こすことを怖れた。こうしたことから朝儀・行事運営者は、加増分に見える御訪の位置づけを困窮している六位外記史に特別に下行する特別給付金に変えて、参勤料としての御訪が加増されたという事実をつくらないようにした。

こうして朝儀・行事運営者たちは、年中行事の実施にかかる経費が逼迫するなかで御訪が大きな負担となることを回避しようと試みたのである。

第三節 日吉祭の御訪と六位外記史

六位外記史をはじめとする地下官人は、朝儀・行事延期後の再参向時には「先規本法」に則って「本御訪之半」「半分御訪」を要求し、御訪が下されないのであれば不参を断言して長橋局や奉行などの朝儀・行事運営者より御訪を引き出そうとした。

このように御訪の下行が地下官人にとって一種の先例化された労働対価に位置づけられたことで、それがなければ不参を断言するに留まらず実際に実力を行使し朝儀・行事を中止に追い込むなど、その下行が朝儀・行事の運営・遂行を大きく左右する重要な要素になったと理解できる。

第四節 祈年穀奉幣の御訪と少内記

御訪の未払いに対する地下官人の対抗策には、不参のほかにも官職を辞して必要な役割に欠員を生じさせる方法もあり、それは、代理での参仕を要請された同僚たる傍輩の不参仕も誘発させて、単純に地下官人が官職を辞職した以上の影響を及ぼすものでもあったことが判明した。したがって官職を辞職することは、朝儀・行事の運営・遂行に重大な支障をもたらす実力行使であったと把握することができる。

第二章 「両局兼帯」の成立と十五世紀の外記局・弁官局

十五世紀半ば以降、外記局の六位外記と弁官局の六位史は、互いに「両局兼帯」してほとんど一体化する。この「両局兼帯」は、十五世紀半ば以降における両局の様相の変化、ひいては朝廷の行事運営の変化を示す重要な指標として注目される。

本章では、六位史の人員面や弁官局の行事運営の状況、隼人正流中原氏の経済状況を考察する。ついで、「両局兼帯」の要因をそれぞれ明らかにする。そして、六位外記と六位史が「両局兼帯」できた要因について明らかにする。また、最後に「両局兼帯」成立後の両局の行事運営の実態を論究する。

第一節 中原康富による「両局兼帯」提案の背景

中原康富の日記がはじまる応永二十四年（一四一七）から文安四年（一四四七）に至る期間、六位史はつねに定数の六人を満たしていなかったが、とくに文安四年は、安倍盛久が死去したことで息男の盛時はその喪に服さなければならなくなり、制限なく動ける六位史が高橋員職一人のみとなった。つまり、十五世紀半ばの弁官局は六位史になる一族が固定された結果、服喪などの影響が顕在化しやすい状態となり、行事運営の危機を迎えていた。

一方、康富は、外記局の人員不足を原因とする行事運営の危機を好機と捉え、一族をあげて奉仕することで六位外記の人員の減少に反比例して朝儀・行事に参仕する回数を増加させ、御訪による収入を増やしていった。

このほかにも康富は、六位外記史の共同知行地の分配方式が変わったことで、「両局兼帯」すれば地子銭も外記分と史分が手に入ると考えたと思われる。

第二節 「両局兼帯」の出現背景

中原康継の「両局兼帯」は、官務が六位外記に「両局兼帯」させる必要はないと断じていた壬生晨照から、中原康富と親密な関係にあった大宮長興に交代したことが大きな要因になったと考えられる。

こうして実現した隼人正流中原氏の「両局兼帯」は、弁官局に新たな一族の参入を促し、同局の人員不足の解消と、「下級官吏請負」による一族の固定化の弊害を緩和する効果もあったと考えられる。

中原康頭の「両局兼帯」には、経験豊富な人材を登用することで行事の円滑な運営を試みようとする上首の官務やその上位にいる弁官・蔵人・天皇の意思が存在した。このことから「両局兼帯」とは、慢性的な人員不足を解消する方策というだけでなく、在任者の経験不足を補い円滑に局内を運営しながら、先例・形式通りに朝儀・行事を遂行するために、朝廷の行事運営者たちから求められた要請でもあったと理解できる。しかし、主家の局務清原氏の反対などがあり、康頭の「両局兼帯」は実現しなかった。

六位史の安倍盛俊の「両局兼帯」は、中原康純の「違乱」で元日節会の外記を欠いてしまう事態が現実味を帯びたため、後土御門天皇の判断によって決まった。すなわち、盛俊の「両局兼帯」もまた、康頭と同様に先例・形式通りに行事を遂行するために、朝廷の行事運営者たちから求められた要請でもあったと理解できる。

第三節 「両局兼帯」と外記局・弁官局の運営 — 「傍輩」と「公平」 —

六位外記と六位史とは、実務を共通の職務とする「傍輩」関係を形成し、職縁で結ばれた一つの共同体と化していたがゆえに「両局兼帯」を可能にしたと考えられる。しかしその一方で「両局兼帯」は、「傍輩」秩序を混乱させる要素を持ちあわせた。そのため「両局兼帯」する者は、つねに他の六位外記史よりも六位外記と六位史の「傍輩」関係を強く意識しなければならない存在であったと理解できよう。

また局務と官務は、「両局兼帯」した者の突出した「奉公」を未然に防ぐことを試み、「両局兼帯」した者が外記と史の地位を手に入れたことを利用し、「両局兼帯」後に「傍輩」として功労を等しくするはずの他の六位外記史を差し置いて不当に両局への「奉公」に励むことで、新たな問題を惹き起こさないように掣肘した。つまり両局の上首は、「両局兼帯」した者の両局に対する功労が他の構成員と等しくなる「公平」な「奉公」を行うことを期待し、これによって「両局兼帯」成立後の安定した両局の行事運営を試みたと理解できる。

第三章 十六世紀の外記局・弁官局と六位外記史の特質

十五世紀後半～十六世紀後半に起こる両局の人員構成の変化が、押小路家・壬生家と下僚となる六位外記・六位史との関係構築にいかなる影響を与えたのか判然としていない。

さらに、史料的な制約によって当該期の彼らの存在形態についてはいまだ十分に明らかにされていない。

本章では、まず十六世紀の前提となる十五世紀後半から外記局・弁官局の人員構成が変化していく様子を見ながら、押小路家・壬生家が六位外記・六位史と関係性を構築していく様相を観察していく。これによって押小路・壬生両家の下僚支配や、先行研究が指摘する強固な主従関係の実相を明らかにする。ついで十六世紀の六位外記史の存在形態を究明することで、戦国期に特有の六位外記史の特質を解き明かす。そして最後には、これらの成果を踏まえて、中世後期の六位外記史を特徴づける「両局兼帯」が解消されていく要因を明らかにしたい。

第一節 十六世紀の外記局・弁官局の人員構成と局務・官務の下僚支配

十五世紀後半の外記局構成員を確認すると、局務家には局務清原氏と、正親町流（押小路家）・押小路流・西大路流の三系統の中原氏が存在し、六位外記を本官とする一族には、隼人正流中原氏と「賢」流清原氏がいた。

しかし、まず局務家だが、応仁元年（一四六七）九月に西大路流中原氏は文庫が炎上したことが原因となって史料上から姿を消す。ついで、押小路流中原氏も大永七年（一五二七）八月に師村が近江国で足輕に襲われ横死したことで断絶する。こうして十六世紀半ばまでに局務家は、正親町流中原氏（押小路家）と局務清原氏に絞られたわけだが、当該期後半に局務清原氏は外記を経由せずに公卿に昇るようになるので、当該期末には局務家＝

押小路家という状況が現出する。

一方、六位外記に変化はないが、永正年間（一五〇四～二一）以後に隼人司領の収入を維持できなくなった隼人正流中原氏は、主水司の目代として経営に携わり続けることで存続し、局務清原氏の私的従者としての性格を強めていったと言われている。また「賢」流清原氏では、賢久が長期にわたって九州に在国し朝廷に出仕していなかったが、十六世紀末に隼人正流中原氏に出自を持つ賢好が「賢」流清原氏を相続し、少内記を本官に外記と史を兼務したものの「属_二清家之門下_一」して局務清原氏に奉仕している。

ところが、十七世紀に入っても局務清原氏との交流を継続させていた隼人正流中原氏の康政は、関ヶ原の合戦に関する嫌疑をかけられたことで出家し朝廷への出仕を止め、弟の「賢」流清原氏の賢好も同時期に出家し明への渡航を希望するなか対馬で没したようである。これを契機に新たな六位外記＝山口家・山口家（元志水家）・平田家が現れるが、押小路家は一字偏諱と猶子化によって、六位外記との間に擬制的親子関係を構築することで、自らの下僚として六位外記を掌握したと考えられる。すなわち、押小路家が六位外記との間に創出した強固な関係とは、外記局内の所管一被管関係に師弟関係に代わる擬制的親子関係を紐帯とした主従関係を浸透させたものであったと諒解されるであろう。

他方、十五世紀後半の弁官局構成員を確認すると、官務家には壬生家と大宮家があり、また六位史には、安部氏・高橋氏・虫鹿流小槻氏がいたことが看取できる。

十六世紀に入っても壬生家と大宮家は官務家として並立していたが、六位史では、新たに三善氏が現れる一方で、高橋氏が享禄元年（一五二八）を最後に姿を消す。この三善氏は、英名が大宮家の代官と見做されており、治氏は大宮家の伊治より「治」の一字を偏諱されたと見受けられるため、大宮家と緊密な関係にあったと推測されている。虫鹿流小槻氏の伊昭も伊治に「伊」を与えられて伊昭と名乗ったと推定できるので、大宮家は虫鹿流小槻氏とも連帯性を強めていたと推察される。

このように六位史に対する支配強化を画策した大宮家だったが、天文二十年（一五五一）八月の陶隆房の謀反で粛清された。これによって大宮家は実質的に滅亡し、当該期後半に壬生家が唯一の官務家となる。

大宮家滅亡後、壬生家では、一字偏諱を実施しながら、三善氏には譜代の従者を送り込んで影響力を扶植し、虫鹿流小槻氏と再興された高橋氏には猶子化で擬制的親子関係を結ぶことで、かつて大宮家の影響下にあった六位史を自らが掌握する下僚に換骨奪胎しつつ、自身の取り立てた六位史として自家の支配下に置いていった。こうして壬生家は、弁官局内の所管一被管関係に、一字偏諱・猶子化でつくり出した擬制的親子関係を浸透させ、下僚となる六位史を二側面から支配して自家の家人に仕立てあげ、その彼らを中核に据え弁官局を運営していくのである。

第二節 十六世紀における六位外記史の存在形態

参仕者の朝儀・行事参仕交代の一因には「在国」があったことが確認できる。また、「未練」「少年」「年少」「幼少」という経験不足の者が担当者になったときも所役を交代していたようである。ただし、大永年間（一五二一～二八）には複数の所役を担当することになった六位外記史は「相語」って一人一役で参仕することを開始し、天文十六年

(一五四七) 正月の白馬節会以後は、それを六位外記史に定着させた。

ところで、調整のうえ一人一役で朝儀・行事に臨めば、実際に参仕した者＝実際の参仕者と、参仕するはずだったがしなかった者＝本来の参仕者の二人が発生することになるが、上首の指示による交代や複数人での参仕を除くと、実際に参仕した者と本来の参仕者は、基本的に朝儀・行事参仕の得点を折半し、参仕の負担に応じて配分を変えるなど柔軟に対処していた。

以上をまとめると、十五世紀に平等意識で結ばれていた傍輩の六位外記史は、室町幕府の衰退で困窮し矮小化した十六世紀の朝廷のなかで自分たちの生存と社会集団の存続を図るため、傍輩の側面を強化したより高い平等性を持つ相互扶助的な職縁的共同体となったと結論づけられる。

このような六位外記史の一人一役での行事参仕で得点を分配しあう様態は、収入を確保するための兼官の価値や意味合いを大きく低下させたと推測できる。これにより組織・下僚支配の一元化を志向する上首の押小路家・壬生家は、下僚が本官以外に帯していた官職を分離させやすくなったと理解できる。

補論一 十六世紀六位外記史考証

本章では、十六世紀に現われる六位外記史（隼人正流中原氏・虫鹿流小槻氏・安倍氏・「賢」流清原氏・三善氏・高橋氏）の系統・官職・在職時期などの考証を行う。これにより、中世から近世に至る六位外記史や外記局・弁官局の実態を解明するための礎を築きたい。

第一節 隼人正流中原氏

康頭の養子で康貞の兄である康友は、権少外記任官後、右少史と少内記を兼ねているが、父祖が昇った五位と、極官の権大外記にはなれなかったことが明らかになっている。

弟の康貞も康頭の養子であるが、その閥歴は、すでに明応四年（一四九五）正月には外記として活動しており、永正五年（一五〇八）に三藤だった藤次が、大永七年（一五二七）には一藤となっている。永正元年二月には右少史としての活動もみられる。少内記としての活動の初見は文亀元年（一五〇一）二月となる。そして、享禄三年（一五三〇）正月に造酒正代として参仕して以降、活動が確認できなくなる。

康雄は、享禄元年四月に権少外記となった後、天文七年（一五三八）に少外記に転じている。また同二年には少内記を兼ね、同十年に右大史も兼官した。ただし、享禄三年十二月に右少史に任じられ、天文十年正月に左少史となっているため、右少史から左少史に昇る階梯を経て右大史に任官したことがわかる。

康政は、永禄七年（一五六四）三月に権少外記と右少史に任じられ、元亀三年（一五七二）十一月に左少史に転じ隼人正も兼ねる。天正四年（一五七六）二月には少内記を兼官する。ただし、康政の六位外記史としての活動は、慶長六年（一六〇一）以降は確認できなくなる。その後、康政は外記局から引退し、子弟も康政の跡を継承しなかったため、南北朝期より六位外記史として朝廷に出仕してきた隼人正流中原氏は途絶した。

ところが、蔵人方出納平田家の傍流にあたる深尾職久の子息である生職をもって康貞の系統が再興される。さらに、隼人正流中原氏の後裔で郷士となっていた山口継友の次男生友も、母の由緒をもって権少外記に取り立てられる。

第二節 虫鹿流小槻氏

小槻通昭

通昭の閲歴は、「明応九年十二月任左少史」「文亀二年五月兼東市正」「永正七年正月兼権少外記」となっており、天文十五年（一五四六）七月二十七日の「武家若公御叙爵宣下」に「○通昭」が参仕しているので右大史任官も間違いない。

天文二十三年三月までは朝廷に出仕していたことが確認できるが、同年三月から弘治元年（一五五五）三月までの間に死去したと考えられる。

小槻伊昭

伊昭の閲歴は不明であるが、天文十四年（一五四五）には外記として白馬節会に参仕し、翌年の「○^若公將軍宣下」には史として参仕している。また、虫鹿流小槻氏が世襲する東市正には、弘治元年（一五五五）ごろに任じられたと思われる。少内記の所役に従った事例もあるが、決して少内記を兼官していたわけではないことに注意する必要がある。

永禄六年（一五六三）三月以降、伊昭は史料上から見えなくなる。

小槻定昭

定昭が永禄七年（一五六四）八月に右少史に任じられたことは、同年八月二十七日付小槻定昭右少史申文御写で裏づけられるものの、天正十四年（一五八六）に左少史となり、慶長十八年（一六一三）に右大史に昇った徴証は得られない。

また、永禄九年三月十八日の開催が延期となった「伊勢内宮遷宮山入之日時定宣下」には、「外記定昭」が「初参」する予定であったことから定昭は、外記を兼ねていたことが判明する。

なお、この一族が世襲していた東市正に任官した形跡はない。

第三節 安倍氏

安倍盛厚

盛厚の生年は詳らかにはできないが、少なくとも文禄二年（一五九三）までは生存が認められる。

盛厚は、天文三年（一五三四）に右少史となり、左少史を経て、同十年三月に右大史になると同時に少外記も兼ねた。

『言継卿記』には、盛厚が足利義栄の叙爵宣下と、一条兼冬の関白宣下に少内記として参仕したと記録されているが、この時期の少内記は中原康雄と清原賢久であるため、これは誤記と考えられる。

安倍盛勝

天正六年（一五七八）の元日節会では、盛勝は「六位外記盛勝」「史盛勝」と二つ役割の担当になったので、外記の所役を父の盛厚と代わっている。こうしたことから盛勝は、外記と史を兼ねていたことがわかり、かつ「両局兼帯」したことが理解できる。

第四節 「賢」流清原氏

清原賢久

管見の限り賢久の出自は不明であり、閲歴を示す史料も見当たらない。それゆえ、賢久の閲歴を詳らかにすることは難しいが、すでに天文十一年（一五四二）正月には史として活動しており、同十五年三月には外記、七月には少内記を務めていることも判明している。そして中原康政が、天正四年（一五七六）二月に少内記に任じられているが、これは賢久の後を受けた任官であると考えられるため、賢久は同年以前に致仕、あるいは死去したと思われる。

清原賢好

中原康雄の二男である賢好は、実は山城国槇尾にある平等心王院を再興し、近世における戒律復興運動の始祖に位置づけられる律僧＝俊正坊明忍と同一人物である。

天正四年に生まれた賢久は、七歳のときより高尾山神護寺の普海＝局務清原氏の国賢の弟にあたる真海のもとで学問を修め、天正十四年（一五八六）三月に少内記になったという。少内記任官後の天正十九年三月に賢好は、少外記と右少史にも任じられる。これにより、賢好も外記と史を兼ねたことが判明するが、彼は少内記を本官とする地下官人であることから、賢好の外記史兼官は外記や史を本官とする六位外記史の「両局兼帯」とは性質が異なるものであることに注意を要する。

慶長四年（一五九九）に賢好は落髪して僧となり、最後は明に渡ることを望み対馬に向かったが、その地で同十五年六月七日に示寂したと記録されている。

第五節 三善氏

三善英名

英名の出自は判然としないが、永正十六年（一五一九）八月に権少外記に任じられた後、大永三年（一五二三）九月に少内記を兼ねている。享祿四年（一五三一）六月には右大史も兼官したとされているが、すでに大永二年には右少史に任じられており、同三年にはすでに左少史となっていることがうかがえる。すなわち英名は、右少史から左少史を経て右大史となったのである。そして管見の限り、英名の六位外記史としての活動は、天文八年（一五三九）の元日節会が最後である。

三善治氏

治氏と英名との関係は、史料上の制約から明らかにし得ない。治氏が三善氏でありながら通字の「英」を使用していないのは、官務家の大宮家が三善氏との緊密な関係を維持するため、当時の当主である伊治が治氏に「治」を偏諱した結果と考えられる。閲歴も不明な点が多いが、すでに天文十五年（一五四六）には外記と史として活動していたことを確認できる。さらに「治氏少内記兼サル」とあるので、少内記は兼ねていないことがわかる。

三善英芳

英芳は、安倍盛勝の弟にあたる人物で、天正十四年（一五八六）に三善氏を相続している。安倍氏は、壬生家の家人として壬生家と主従関係にあった一族である。さらに英芳は、壬生朝芳から「芳」の一字を偏諱されたと考えられる。そのため英芳は、大宮家の影響を強く受けていた三善氏を継いだものの、壬生家との関係性が強かったと想定される。

英芳は天正十四年に右少史に任じられているが、それ以外の官職はすべて十七世紀に入ってから任官されている。文祿三年（一五九四）に「六位英芳」が、中山親綱に礼として扇子三本を持参しているので、十六世紀末には位階を授かり公家社会において活動していたことがうかがえる。そして、慶長五年（一六〇〇）の白馬節会には史として参仕していることも確認できる。

第六節 高橋氏

高橋之職

之職と十五世紀末を中心に活動した長職や重職との関係性は不明である。閲歴も判然としないが、大永四年（一五二四）には外記と右少史になっていることが確認できる。しかし、同五年の「八幡石清水八幡宮上棟同遷宮日時定」に之職は六位史として参仕するはずであったが、「少年」のため中原康貞が代わって参仕している。また翌年の四方拝におい

ても、小槻通昭が代理を務めている。之職は、すでに外記と右少史に任じられていたが、年が若く行事によっては堪えられないものがあつたようである。

管見の限り之職は、享禄元年（一五二八）五月の春日社遷宮の参仕を康雄に代わってもらっていることを最後に史料上から見えなくなる。その後、高橋氏は、藤原亮春を後陽成天皇が壬生孝亮の猶子として「御取立」したことで、高橋姓村田家として再興された。

第四章 召使宗岡氏からみる中世後期の外記局の変容

はじめに

本章では、外記局の地下官人で雑務に従事し収入を得る召使を世襲した宗岡氏を検討素材にする。まず、第一節で行助流を中心とした中世後期の宗岡氏の基礎的考察を行う。つぎに第二節では、宗岡氏の行事参仕形態の形成と転換の有様を追究する。つづいて第三節では、主に十五～十六世紀の局務家と宗岡氏との関係を考察し、両局の上首と下僚となる地下官人との関係性が変化していく様相を明らかにする。そして、最後に中世後期における外記局の変容の具体相を論じることで、近世的地下官人組織の成立とその影響について見通してみたい。

第一節 中世後期の外記局召使宗岡氏

『地下家伝』「二、召使、青木、姓宗岡」項のうち、十四世紀半ばの宗岡重吉から十七世紀初頭の宗岡生行に至るまでは、その徴証を確かめられるが、近世の編纂物である『地下家伝』は、後裔となる青木家とつながらない者を捨象しているので注意を要する。

そして、『本家宗岡家旧記』所収「宗岡系図并青木系図」の続柄を整理すると、新たに行秀を行継の兄に位置づけられるが、『地下家伝』と相違する部分も見受けられる。

また、『地下家伝』に掲載される行助流の全員が六位であることを看取でき、宗岡氏は七位から六位に位階を進める地下官人であつたと判断できる。

最後に行助流を中心とする召使の宗岡氏の官職・所役は、外記局の史生・文殿のほか、諸寮司や神祇官の官職・所役を兼務する者もいた。すなわち、宗岡氏は複数の官職・所役を兼任することで、様々な行事に参仕していたことが判明するのであり、その様子は「一身奔走従事」と表現されている。

第二節 宗岡氏の朝儀・行事参仕形態の形成と転換

宗岡氏は、大学寮領の一部を占有していたと推定されているが、収入を御訪に依存していた実態が判明する。こうした宗岡氏が複数の官職・所役を兼ねて行事に参仕するという形態は、十四世紀半ばの中心的な召使たる和気助豊の方策を踏襲した、重要な収入である御訪をより多く得るためのものであつたと理解できる。

しかしながら、この状況について宗岡行為の子息の廉行は、天正十六年（一五八八）の段階で「子孫多者可分譲者也」と考えていた。この背景には、同二年に織田信長が地

下官人に知行を与えて年中行事の御訪を廃止したことが注目に値する。それは、御訪の廃止による収入獲得方式の崩壊で業務量に見合った得点を獲得することが叶わなくなり、その傾向に朝儀・行事の復興・拡大による業務の多忙さが拍車をかけたためと捉えられるからである。

『地下家伝』を調べてみると、慶長十六年（一六一一）より十八年の間に「官召使・副使」は「嫡子」の亮行に、「文殿」は「二男」の生時に、「外記史生」は「三男」の生基（行時）にそれぞれ分譲されたことが看取できる。

また「掃部寮」については、生行が「掃部寮」を分譲する際に押小路家は、家人の清水家を取り立て、上首として下僚の生行に「掃部寮」を譲るように求めたと考えられる。

主水司は、清原氏（船橋家）が主水正を務める官司であったので、押小路家には佑や令史をはじめとする主水司の職員に地下官人を推挙する権限がなかった。それゆえ外記局の上首たる押小路家は、下僚の生行に「主水司」を清原氏（船橋家）へと「指上」させたと考えられる。

とくに押小路家が生行の官職・所役の分譲に介入したのは、三催体制を保証する江戸幕府があるなかで、自身が地下官人編成の要として外記局の催官人に任命されたことを背景に、より強力に同局を主導することを試みたからと考えられる。つまり彼家は、自身の支配が及ばない官職・所役を同局から分離すると同時に、宗岡氏が複数の上首を持つ原因になる兼官を止めさせ、自ら新家の取立を行い掌握する下僚を増やすことで、同局を容易に統轄できるように組織したのである。

第三節 両局の上首と下僚との関係変化

第一項 十五世紀の局務家と宗岡氏

掃部助であった宗岡行秀は、掃部頭を世襲する正親町流の中原師胤が局務を退き、押小路流の中原師勝が局務になっても行事への参仕を続けている。くわえて行秀と同時期に活動した召使で、とくに特定の局務家が支配する諸寮司の被管になったことが認められない宗岡行継にも同様の傾向が認められる。したがって、掃部寮の寮頭たる正親町流中原氏は掃部助の行秀を重用しておらず、同局内の統属関係とは別の諸寮司における上下関係が、両者の関係性になんらかの影響を与えたとは考え難いことが判明する。

第二項 十六世紀の上首と下僚との関係変質

天文十五年（一五四六）の時点で「賢」流清原氏の賢久はすでに九州に下向し在国していることから、局務清原氏は、十六世紀前半に「家」の一員である「賢」流清原氏を失い、外記局だけでなく主水司や「家」の経営に必要な人員を欠いたと判ずることができる。

翻って宗岡氏では、室町幕府の衰退に伴い朝廷も衰退・矮小化したことで重大な収入源であった朝儀・行事の開催が困難になったゆえに、それらへの全体的な参仕回数も減ったと推断される。

つまり、主水司や「家」の経営を支える人員を補強したい局務清原氏と、局務家の支配する諸寮司に任官・参画することで行事開催の減少による経済的損失を補いたい宗岡行為との利害が一致した結果、召使として実務に携わっていた行為が「主水司」となったと推察されるのである。

ただし、局務清原氏は国賢のときに外記局を離れてしまう。これによって、局内に残った召使を本官とする宗岡氏と局務清原氏との関係性は希薄になっていったと思われる。その隙を突いて唯一の局務家となった押小路家は、局務清原氏と同じように掃部寮や「家」の経営の問題から、行事参仕で得られる得点と経営に参画することで付与される権益を欲する行為を「掃部寮」に任ずる。ついで、先行研究が指摘するように押小路師廉・師生が後見をしていた宗岡廉行・生行に一字を偏諱し、両者は十六世紀末に十五世紀とは異なる強固な関係を築き、生行が師生の家人的な活動を見せはじめると考えられる。

なお弁官局でも、慶長五年（一六〇〇）に壬生朝芳によって壬生家の家来である宗岡朝治が行事官に取り立てられている。その際、朝治は、授けられた行事官の所領や質物を売り払わないこと、他への奉公を行わないことなど、いくつかの約定に誓約する請文を提出する。これを契機に、壬生家と行事官の宗岡氏との関係性も強固なものになっていったと考えられる。

以上のことから中世後期の外記局は、十六世紀半ばの下僚の家人化をきっかけとした上首の一字偏諱による下僚との関係性の変質の開始と、十七世紀前半の行事参仕形態の転換という二つの転機を経て、上首との強固な関係性を有する下僚が少数の官職・所役を帯し行事に参仕する近世的地下官人組織に変容していったと理解できる。

ただし、一人が少数の官職・所役を帯する近世的な朝儀・行事の参仕形態は、彼らの困窮を招いたと思われる。これが官職や所役をいわゆる「株」として売買・譲渡することの原因の一つとなったと想定できる。そしてそれは、富裕な町人が、自家の特異性および他者との差異の顕示を理由に地下官人となる傾向をもたらす契機の一つとなるのである。

第二部 中世後期の局務家・官務家と公家社会の家格

第一章 局務清原氏の少納言任官・世襲と身分的特質の克服

— 半家家格編成に関する一考察 —

はじめに

本章では、第一節で国立公文書館が所蔵する少納言の職員録『少納言補任』（内閣文庫本）の史料価値を確認しつつ、中世の少納言の変容とその理由を明らかにする。第二節では、局務清原氏の少納言任官の背景を究明した後に、局務清原氏による少納言の世襲化と三位上階＝公卿化の実相を論ずる。さらに、それを主な事例として三位上階＝公家化を望む下級廷臣にとって官職を獲得し定着させることには、いかなる意味があり、またそのような条件整備は、彼らにどのような変質をもたらしたか論究する。第三節では、第二節の検討を踏まえて、局務清原氏を例に取り官位が上昇した下級廷臣の実態と身分的特質を考察し、下級廷臣が身分を移動させる様子を瞥見する。そして最後には、それらの結果

をまとめながら堂上公家の家格のなかに半家が編成された要因を解明したい。

第一節 中世の少納言

第一項 『少納言補任』の史料的价值

内閣文庫本『少納言補任』は、寛永四年（一六二四）～宝永元年（一七〇四）に活動した平松時量が編纂した原本を唐橋在家が宝暦（一七六一）に写し、その写本を天保二年（一八三一）に長谷信好が転写したものである。記載形態は、南朝天皇家を除いた元正天皇より東山天皇の元禄三年（一六九〇）に至るまでの各天皇に仕えた少納言を位階などとともに列記するものとなっている。また少納言の掲載は、東山天皇の元禄三年で止まっており、在家や信好が書き足した形跡はないものの、末尾の「平氏少納言例」には、時量没後の桓武平氏の少納言が載せられているため、菅原氏の在家ではなく桓武平氏の信好が書き記したものと推定される。

『少納言補任』に載る局務清原氏の少納言任官は裏づけられるが、応永二十五年（一四一八）に少納言になったとされている頼季の父の良賢は、実際には嘉慶二年（一三八八）十二月に少納言に任じられており、頼季の高祖伯父である五条頼元も少納言を経験したにも関わらず漏れている。こうした『少納言補任』の脱漏や誤謬には留意する必要があるだろう。

そのため『少納言補任』は、一概に信頼性を欠いた史料とは言い難く一定の史料的价值を有していると判断できる。

第二項 少納言の変遷と足利将軍家の贈官・贈位

伏見～後醍醐天皇期（十三世紀後半～十四世紀前半）に少納言は、清華家の洞院家・大臣家の北畠家・名家の万里小路家をはじめとする上級貴族のほかにも、藤原式家や高階氏など様々な一族から輩出されていたが、光厳～後小松期（十四世紀半ば～後半）になると、菅原氏・藤原南家・藤原北家内麻麿公孫・桓武平氏だけになることがわかる。

系図類を確認すると、紀伝道を修める菅原氏・藤原南家・藤原北家内麿公孫のうち、藤原北家内麿公孫の少納言任官は一代限りとなっている。一方、菅原氏・藤原南家は二代・三代と連続している系統がある。また、菅原氏の東坊城長綱・秀長・長遠の親子三代以外は、いずれも弁官への任官は単発的であったことを認められる。残る桓武平氏には、二代・三代にわたって少納言を出しているだけでなく、弁官を務める家系も多くあり、なかには少納言と弁官の両方に任じられた者がいたこともうかがえる。

この変化に関しては、足利将軍家が、親類・縁者を顕彰するとともに、官位の有無やその高低差が生み出す儀礼的・身分的な差異を活かし、他の武士や足利一門に対する優越性を演出するため、当該期に贈位・贈官を集中的に利用したことに着目する必要がある。この贈位・贈官において少納言は、故人に位階や官職を贈る理由を伝達する勅使として対象者の墓前で宣命や位記を読み上げる役割を担っている。すなわち、足利将軍家の積極的な贈官・贈位の実施によって少納言は、「詔勅宣下などの事」＝死者の墓前で宣命や位記を

読む機会が多くなった。その結果、少納言は専門的な知識や故実が必要な官職となり、それを持たないほとんどの廷臣が少納言を経由しなくなったと推測され、「詔勅宣下などの事」に堪えうる儒者の菅原氏・藤原南家・藤原北家内膳公孫や、先例・故実に通暁する「日記の家」で文書行政に携わる名家の桓武平氏だけとなったが、「譜代の者」となる一流を形成できなかった藤原北家内膳公孫は淘汰されていったと考えられるのである。

第二節 官職の定着・世襲による下級廷臣の変質と公卿化

第一項 清原良賢の少納言任官

局務清原氏が明経儒としての側面を伸長させていく時期と、第一節で論じた少納言が儒者的な性格を帯びていく時期がともに十四世紀後半で重なることは注目に値する。なぜならば、至徳三年（一三八六）に内昇殿を許された良賢は、外記局の上首＝局務を競合する中原氏に押されている状況を学問の革新・刷新で打開しつつ、明経道の儒者としても差別化を図るため、侍読の勸賞に儒者的性格を強めていた少納言を要望したと理解できるからである。

これに対して朝廷は、公家社会における義満の指南・後見役で嘉慶二年（一三八八）六月に没した二条良基の代わりを足利將軍家と緊密な関係にあつて、局務家として培われた先例勘申・引勘や明経道の学識・見識に裏打ちされた意見具申が可能な良賢に期待したと考えられる。

第二項 下級廷臣の変質と公卿化

足利義持が局務清原氏の少納言任官を佳例と見做したことで、局務清原氏の少納言世襲は定着し、実際に少納言として殿上で活動するために歴代の当主があわせて内昇殿の勅許も得ていた。そうした実態は、三位上階＝公卿化に際しても有効に作用したと考えられる。

ところで陰陽道の安倍有世は、義満の武家執奏で昇殿し、彼の後援で三位に上階し公卿に列したとされるが、それ以前に四位以上、あるいは公卿が兼官する左京大夫に任じられている。医道では、応長元年（一三一）に「名家殿上人及諸大夫五位任_レ之」ずるはずの宮内大輔に就いた丹波長直が、元弘元年（一三三一）に「主上御療治賞」で三位に抜擢されている。

以上のことから下級廷臣は、三位の前段となる四位の位階・昇殿の許可・殿上人以上の廷臣に授けられる官職を取り揃えて公卿を目前に控える殿上人と遜色ない状態をつくり出し、上級貴族が三位上階＝公卿化を許容できる環境を整えていったと判断できる。

第三節 「地下諸大夫」の身分的特質

『被仰書条々（多々良問答）』では、下級廷臣の身分には「地下殿上人」と「地下諸大夫」があり、「地下殿上人」は、昇殿が許される撰閑家・清華家の家礼や、昇殿は認め

られないものの父祖の例に従い殿上人と同等の官位を得た者であるとする。一方、「地下諸大夫」とは、昇殿を認められても地下官人として遇される「医陰輩等」を指す。そして、軽薄な御教書で済まされる医道・陰陽道の下級廷臣＝諸道の「地下諸大夫」に対し、上北面＝「地下北面等」の「地下殿上人」には勅裁を下すことを勘案すると、「地下諸大夫」は「地下殿上人」よりも格下であったと判じられる。

「地下殿上人」よりも格下の「地下諸大夫」は、昇殿しても地下官人として遇されることが定められていたものの、前節で述べたように四位の位階・昇殿の許可・殿上人以上の廷臣に授けられる官職を取り揃えて殿上人に近似する存在に変質していた。つまり「地下諸大夫」の身分的特質は、官位では殿上人と並ぶも、公家社会における身分・待遇は地下官人に据え置かれ、殿上人と地下官人との狭間で矛盾を内包し続ける不安定さにあったと把握できる。公家社会では、下級廷臣の官位が上昇しても身分を地下官人に据え置くことで、殿上人と地下官人との既存の身分秩序の維持を図ったと推察される。

このような身分的特質に起因するトラブルや桎梏を克服するために局務清原氏は殿上人になることを志向しはじめ、慶長六年（一六〇一）に下級廷臣から殿上人＝堂上公家となることに成功する。

かつては特殊な技能をもって天皇や將軍などの貴人に奉仕した下級廷臣で、朝廷・公家社会での身分秩序における位置づけが不明瞭となっていた殿上人をまとめる形で堂上公家最下層の半家は編成されていったのである。

第二章 壬生晴富の三位上階運動からみる朝廷・公家社会の特質

はじめに

本章では、第一節で晴富の主張と、上級貴族の見解を確認しつつ、彼の三位上階運動の経過をたどる。つぎに第二節では、壬生家と職掌を同じくする同族の大宮家および局務家の中原氏・清原氏の戦乱中～乱後の先例勘申の様子などを瞥見し、戦乱後に晴富が三位上階運動を起こすに至った背景を考察する。ついで第三節では、当時の壬生家の活動を明らかにすることで、上級貴族が彼家を高く評価した理由や、戦乱後に復興を目指していく朝廷・公家社会のなかで彼家が果たした役割を論究する。つづいて第四節では、壬生家が三位上階に失敗した要因を追究することで、当該期の朝廷・公家社会の様相を究明する。そして最後に、それらの検討結果を踏まえ、晴富の三位上階の失敗が意味するところを解明する。

なお、これ以後、「家」を構成する文書・記録・書物・典籍などの蔵書総体を指して「文籍」の語を用いる。

第一節 壬生晴富の三位上階運動

明応元年（一四九二）四月、晴富は次の主張を掲げて三位になることを願い出た。まず、長年の所勞で起居に障りが生じた晴富に出家の許可が下ったので、外記局の上首＝局務となる清原氏を傍例に三位への上階を許してほしいという。さらに晴富は、五十余年に

わたって「恒例臨時大小公事」の先例勘申に失敗せず、各家の「文籍」が戦乱で悉く失われたときには、朽損させながらも自家の「文籍」を守り抜き、今も官務家として備えていることを「一身之忠勞」と述べる。

つぎに、官務辞任後に閑官となった老齡の晴富は「神社輩」「諸道族」が朝恩を賜っているのであれば、自分もその恩恵に浴せるはずだから「年来之功勞」、あるいは「文書相伝之儀」を賞し三位にしてほしいとある。

そして晴富は、書札礼と現実との齟齬を指摘する。すなわち書札礼では、奏事を行う「二位三位祭主」は「四位五位官務」の書状に「進上」を載せて礼節を示す一方で、「医陰輩」は「弘安礼節」で「五位外記史」に准じることが定められている。しかし実際は、「仙籍上階等無双之朝恩」の「医陰輩」が「四位五位官務」の晴富より格上に位置している。これを受けて晴富は、彼らには三位の抽賞を受けるだけの功績はあるが、壬生家の「官中之奉公」も他家と異なる特別な功績であると意見する。

つづいて、後土御門天皇より勅問を下された上級貴族の見解が、同年四月付二条持通等申詞写に残されており、摂関家では、二条持通・一条冬良・近衛政家が諮問に預かっている。とくに持通の申詞には、後土御門の見解も記されている。

後土御門は、数十年に及ぶ晴富の「恒例臨時大小公事勘例功勞」に憐れみかけをべきか悩んでいるものの、侍読の清原宗賢に准じて晴富を賞するのは難しいと考えていた。それに対して晴富の治部卿任官を執奏した持通は、後土御門の考えに同意しつつも抽賞の傍例は侍読に限らないとして、病を煩い出家を申し入れている晴富が「局中之准抛并神社医陰之輩拜叙傍例」をもって三位を望むならば許しても良いのではないかと進言する。

一方、冬良は、治部卿に拔擢された晴富が三位になることを当然と見做す。ただし清原氏は、良賢への贈位や、彼の曾孫にあたる業忠の侍読としての優れた功勞といった特別な事情で三位に昇ったため、晴富は「医陰輩等傍例」に准じることが適切とする。また政家は、晴富の一族に三位となった者はいないが、准抛をもって三位を勅許することは長く行われてきたと述べる。

清華家では、徳大寺実淳・花山院政長・西園寺実遠が諮問に答えている。実淳は、史に与える勸賞は受領になれる諸国の長官、もしくは諸司の次官・判官となっているので侍読とは区別が必要という。しかしながら、壬生家が朝廷の要職たる官務の職務に備えていることは捨て難い忠勞であるうえに、「医陰神社族」は二位にまで位階を上昇させることから晴富の三位を認める。政長は、各家の「文籍」が紛失するなかでも壬生家の文庫は官務の職務を果たせるように備えている点を評価し、実遠も彼家には「樹_二官庫_一之忠功」があるとするものの、両者とも「初例之一段」「新儀例」として判断を保留する。

これらのことから上級貴族は、各家が多くの「文籍」を失った当該期においても、文庫を守り官務の職務を全うできるように備えていた壬生家を高く評価していたことが理解できる。ところが後土御門は、老年を理由に局務家・官務家の位階を上昇させたことはないとして晴富に三位を勅許しなかった。

その翌年、管領の細川政元が足利義材を廃し足利義澄を新たな将軍に擁立すると、晴富は細川京兆家の被官である波々伯部盛郷に書状を送り、政元の口添えは後土御門の近臣たる白川忠富が必ず取り次ぐことや、自身が三位を所望していることを伝えている。しかし、晴富が三位となった事実は認められないので、結局、彼の三位上階運動は失敗に終

わったと結論づけられる。

第二節 両局の上首と戦乱勃発後の先例勘申

壬生家は、文明年間（一四六九～八六）以降、文庫の破損・朽損により文書保管能力を徐々に低下させていったと推定されているものの、明応五年（一四九六）段階でも千合を越える「文籍」を所有していた。

このような壬生家の先例勘申は、戦乱勃発後より正月三節会再興の画期とされる延徳二年（一四九〇）正月に至るまで「文籍」の紛失を原因とする失敗はしておらず、不完全なものも含めれば一八例の先例勘申を遂行している。

大宮家は、戦乱初期の「軍兵放火」で「文庫等」を「焼失」し、宇治にある平等院の宝蔵に疎開させていた「文庫文書・代々記録数百合」も文明九年（一四七七）に紛失している。さらに大宮家は、同十一年の火災で「左右抄物・系図・代々伝・其外小草子」を失い、当時は長興の手許に「家領重書」が残る程度にすぎなくなっていた。その大宮家の先例勘申は、壬生家が官務を独占していたこともあってわずかな回数に留まり、「記録等紛失」で先例を明らかにできなかったこともある。

外記局の上首たる局務家であるが、局務を輩出する中原氏には複数の系統があり、西大路流は応仁元年（一四六七）九月の文庫の炎上が原因となって断絶したと指摘されている。押小路流の先例勘申は一例のみであり、その中心は文明三年に局務となった正親町流の師富であったことが判明する。正親町流中原氏の文庫や「文籍」の状況は不明とせざるを得ないが、「乱後当局文書難_レ得」いため「所見不_レ詳」と述べた事例や、「先規」「局底文書」を紛失し先例の博搜が困難と返答した事例を踏まえると、先例勘申の精度を落としたといえるだろう。

清原氏は、先例勘申に「家記等紛失」の影響があった様子がうかがえる。これは、応仁二年に西嵯峨の宝寿院に疎開させた「記録数十車」が戦火で焼失したことに起因するものであったと推察される。

なお、上級貴族もこの時期に戦乱や火災で「文籍」を喪失しており、千合を越える「文籍」を所有していた壬生家は朝廷・公家社会のなかでも希有な存在になっていたと考えられる。

第三節 朝廷・公家社会の復興と壬生家

摂関家の一条兼良は、壬生家の「私之書」でありながら公務を記録した「公事之書」を収める壬生家の文庫が朝儀・行事再興の根源となって、朝廷・公家社会の復興を支えることを期待している。

実際に壬生家の「文籍」の貸出やそれを駆使した先例勘申は、戦乱後には朝儀・行事の遂行だけでなく、その再興とも結びつくことになった。このことにより上級貴族は、彼家の奉仕を朝廷・公家社会の復興に寄与する功労として高く評価したと理解できる。

なお壬生家は、公武の主宰者より失われた書物などの復元を通じて禁裏・公家文化の再生にも寄与することが要請され、それにも「文籍」と蓄えた知識を活かして応えていた。

このように朝儀・行事の再興に留まらない、公家文化の再生に関する壬生家の働きも、晴富に朝廷・公家社会の復興に対する自家の貢献を認知させることになり、戦乱後に彼が三位上階運動を起こす際の判断に大きな影響を与えた可能性が高いと考えられる。

第四節 壬生晴富の三位上階失敗と「禁裏」

三位上階＝公卿化した下級廷臣は、諸道や家学を活かして天皇や将軍などに直接的な奉仕を行い、その勸賞や見返りで官位を上昇させていった結果、中世後期に三位に抜擢されはじめた。

一方、壬生家は、自家を先例勘申で朝儀・行事・朝政を支える要と認識していたことがうかがえる。つまり壬生家の技能は、「文籍」を媒介に先例勘申などによって朝廷を運営するためにあるものであり、天皇・将軍などの特定の個人と結びついて直接的な奉仕を可能とするものではなかったと理解できる。

そのため晴富が、壬生家は朝儀・行事の復興に資する存在であると主張し、太政官で国政の意思決定に携わる議政官で太政官政治（朝廷政治）への奉公を重視する上級貴族が、それに呼応して晴富を三位に推薦しても、朝儀・行事を事とする組織というよりも天皇の生活を営む私的空間を中心とした「禁裏」に変質した朝廷において自身への奉公を重視する天皇と直につながる回路をつくることのできない壬生家の三位上階は叶うことはなかったのである。

晴富の三位上階運動の失敗は、当該期の朝廷組織の変質を象徴する出来事であると同時に、朝廷の運営に関する重責を負いながらも特定の貴人に直接的な奉仕ができる技能を持たない局務・官務の特性を示すものであり、下級廷臣の技能の差異を家格・身分秩序として可視化し決定づける事象であったと結論づけられる。

補論二 壬生家の「文籍」管理について

はじめに

本章では、まず壬生家の「文籍」管理体制と官務文庫の実相を確認する。そのうえで戦乱時における壬生家の「文籍」管理のあり方を検討し、官務文庫の「文籍」保管機能の推移を見ていく。これらのことを踏まえて、壬生家の職掌である先例勘申を支えた彼家の「文籍」管理の様相を明らかにし、朝儀・行事の運営・遂行に携わる下級廷臣の実態を解明するための一助にしたい。

第一節 壬生家の「文籍」管理体制と官務文庫

壬生家では「中世京都で最も防火・防犯機能に優れたクラ」の石積地業総柱建物たる官務文庫を中心に「文籍」を屋敷と斎屋にも配置し、とくに官務文庫では、区画された広間に棚を設置し、籤を用いて整理された「文籍」が櫃に入れられていた。すなわち壬生家は、施設一広間一棚一櫃一籤という構造によって「文籍」を管理していたと把握できる。

また、官務文庫では「文籍」以外の物も保管していることから、倉庫として役割も備えていたことがわかる。

第二節 戦乱と壬生家の「文籍」管理

まず、壬生家が「文籍」を疎開させなかった理由として考えられることは、官務文庫が高い防火性・防犯対策を実現していた点にあらう。さらに晴富は、疎開先での盗難・紛失の危険性を勘案し、他所に「文籍」を預けるよりも防火・防犯に優れた官務文庫に置いておいた方が安全と判断したと思われる。また壬生家は、戦乱中も官務の地位を保ち続けていたので、つねに上卿や奉行などからの先例勘申の要請に対応できるよう備えておく必要があった。

そのほかにも、多くの宝物・文書を有する東寺では、すべてを移管することは不可能であったことから、ほとんどの文書を東寺で守らなければならなかったと指摘されている。この事例に鑑みると、「千余合の文書」を抱えていた壬生家も東寺と同様の事情があったと想定できよう。

疎開先に関しては、他家の事例では所領や由緒・所縁によって選定された寺院が多かったとされている。それを踏まえると、壬生家では、京に近く氏寺の法光寺もある本貫地の近江国苗鹿荘が候補と成り得るであろう。ただし苗鹿荘と法光寺は、十五世紀半ばより壬生家と大宮家が領有をめぐって争う係争地となっており、「文籍」を疎開させる場所としては適切ではなかったと考えられる。

「文籍」の移動についてだが、それは労働力を確保できなければ不可能とされている。

そして壬生家では、官務文庫を守るために戦乱中には東西両軍の主将に禁制の申請と官務文庫保護の周知を行っていたと推察される。

第三節 官務文庫の「文籍」保管機能

十五世紀半ばごろまで安定していた官務文庫の「文籍」保管機能は、戦乱の起こった当該期後半の文明年間（一四六九～八六）に下降しはじめる。それを個人の芳志によって維持しようと試みる延徳年間（一四八九～九二）～明応年間（一四九二～一五〇一）前半を経て、室町幕府の修繕費徴収に支障が出た明応年間半ばから「文籍」保管機能は大きく衰退し、文庫と「文籍」をめぐる状況も悪化の一途をたどっていったと理解できる。

十六世紀前半、壬生于恒は、伊勢神宮遷宮に関する記録を内々に選び出したが「御装束本」は官務文庫の「退転」で紛失し発見できなかった。これは、十五世紀後半よりはじまった官務文庫の衰退が、十六世紀の「文籍」保管機能を著しく低下させ、それが壬生家の職務遂行に影響を与えていたことを証明する事例であるといえるだろう。これは、取りも直さず先例勘申や朝儀・行事の運営・遂行を司る壬生家の重要性をも低下させたことと推察されるのである。

第三部 武家の公家社会参入と中世後期の朝廷下部機構

第一章 中世後期における武家の昇進と下級廷臣・地下官人

—「將軍宣下儀礼」を中心に—

はじめに

本章では、まず第一節で久水俊和氏が取り上げた足利義材の「將軍宣下儀礼」をもとに下級廷臣・地下官人に対する禄金の下行とその収入について再検討し、末柄豊氏が言及していない久水氏の論証の妥当性を検証する。第二節では、副使が武家の昇進儀礼に出現・定着した背景を検討する。これらの考察によって、下級廷臣・地下官人が所属する外記局・弁官局・諸寮司が近世まで存続した要因についても見通してみたい。

第一節 「將軍宣下儀礼」と下級廷臣・地下官人の収入

本節では、足利義材の「將軍宣下儀礼」を用いて、官務・大内記・中務丞・副使・告使に対する禄金の下行と彼らの収入の実態について再検討を行う。そして久水俊和氏が指摘するように、参仕した下級廷臣・地下官人は再配分により禄金を額面通りに受け取ることができなかつたのかを検証したい。

なお足利義材は、後に義尹・義植と名を改める。本来であれば、当該期に名乗った名前である「義材」を用いて本論を展開していくことが望ましいと考えるが、引用・使用する史料との兼ねあいから本節に限って便宜的に「義植」に統一して論を進めていく。

第一項 官務・大内記・中務丞

安倍盛俊が「六位史」「四位史壬生官務雅久宿禰代」「大内記唐橋少納言在数朝臣代」を兼ね、彼はこの三つの役割をこなすことでそれらの得点を獲得し、壬生雅久と唐橋在数は、文書の授受に関する禄金のみを得たと考えられる。

一方、富小路資直が中務丞として義視に勅書を持参し獲得した「禄金一裘」と、六位蔵人として陣儀に参仕して得た「極藤御訪」の「三百疋」は別々のものであったと考えられる。

以上のことから、官務・大内記・中務丞に久水俊和氏が述べるような再配分はなかつたと理解できる。

第二項 副使・告使

久水俊和氏が指摘する再配分を下級廷臣・地下官人が実施している徴証は管見の限り見出せない。したがって、一人あたり十～四十疋の儀礼手当とは、幕府の出納機関である幕府政所・公方御倉より行事所に与えられた即位礼にかかる費用をまず調度品の調達費や、それに関わる各人への儀礼手当として振り分けた際の金額と考えるべきだろう。つま

りそれは、久水氏が述べるような当初の配分を見直して改めて各人に配分したときに現れた金額ではないと考えられる。そのため、副使と告使の得点は再配分されるものではないと結論づけることができる。

第二節 副使の出現・定着と公武関係

宗岡行継による副使の創出には、「公武相補関係」と評価される朝廷と幕府との相互補完関係が影響していると思われる。つまり行継は、「公武相補関係」にもとづく足利将軍家からの経済的恩恵を受けるために副使を創出したと考えられる。また、副使が創出された義持期に範を取った義勝期に幕政に関与できた後花園天皇が副使への禄金の下行を実現させたことを契機に、それが足利将軍家に踏襲されることで、副使の参仕と禄金の下行が定着した。その結果、第一節で検討した足利義材の「將軍宣下儀礼」に見えるように、副使を組み込んだ足利将軍家の昇進儀礼が整備されたと考えられよう。これにより足利将軍家は、義政期には公家社会全体を保護・統括する外護者としての立場に立ち、公家社会を構成する各階層の廷臣を庇護するために経済的負担を増やさざるを得なくなり、結果的にその支配が公家社会の下層にまで及ぶことになったと諒解されるのである。

これに伴い武家政権の首長が武家社会での超越性を体現するために必要とした朝儀・行事や儀礼を行う朝廷側の機関である外記局・弁官局・諸寮司は、十六世紀の財政の窮乏化で朝廷が実態的・制度的に衰退・矮小化したにも関わらず、消滅しなかったのである。

第二章 中世後期の官務職相論にみる公武関係と朝廷運営

はじめに

本章では、第一節で壬生家と大宮家との官務職相論が先鋭化・激烈化した要因を明らかにする。第二節では、公武間交渉の様子がわかる文明四年（一四七二）の官務職相論を事例に、壬生家と大宮家の官務をめぐる争いに天皇家と足利将軍家に関与するようになったことで顕在化した問題と公武関係への影響を検討する。第三節では、大永七年（一五二七）の壬生家と大宮家との和睦が成立する過程を再検討したうえで壬生于恒・大宮伊治連署契状の内容を把握し直し、十六世紀に志向された朝廷下部機構のあり方を究明する。最後には、それらをもとに水野智之氏が解明した当該期の公武関係の有様を可能ならしめた要素と、その意義について考察したい。

第一節 足利将軍家の「佳例」と「官務吉凶之沙汰」

上皇の後小松をはじめとして関白の二条持基や准大臣の日野資教など公家社会の上層部が足利義教の官途先達を「鹿苑院殿佳例」に擬えたことで、足利将軍家の昇進儀礼に携わる官務も彼家の「佳例」と結びついたと理解できる。

足利義教暗殺後、足利義勝の將軍宣下で官務を務めたのは壬生周枝の息男たる晨照であったゆえに、將軍宣下を控える足利義政は、横死した義教と夭逝した義勝と連続して壬

生家が将軍宣旨を持参していることを不快に思い、義教の征夷大將軍就任時に官務を改替した先例をもって「及_二官務改動之儀_一」ぶ「御執奏」を行った。

こうした背景のもと、足利將軍家の昇進儀礼が開催されるたびに多額の禄金が官務へと下行されることも相俟って壬生・大宮両家は、当該期後半以降、北朝天皇家や足利將軍家をはじめとする公武の上層部の意向や介入を受けながら対立を先鋭化させた激烈な官務職相論を頻繁に繰り返していくのである。

第二節 文明四年の官務職相論と公武関係

文明四年（一四七二）の官務職相論だが、末柄豊氏によると、武家執奏が発動された人事案件では、天皇は、室町幕府が朝廷のために強制力を行使することを拒絶する事態が想定されたことから、それが自身の意思と完全に乖離している場合であっても原則として許諾せざるを得なかったという。

こうした点を勘案すると、後土御門天皇は、朝廷の先例と足利將軍家の「佳例」との間で齟齬が生じるようになった官務職相論に折衷案を提案し、その解決を図ることで公武関係に悪影響を及ぼす危険因子の排除を試みたと考えられる。しかしこの問題は、足利義政が後土御門の提案を拒否したため、解決には至らなかった。

第三節 「両家和睦ノ事」と朝廷下部機構

第一項 大永七年の中央情勢と壬生家・大宮家の和睦

二月の桂川原合戦に敗北した足利義晴方が十月まで近江国に滞在し、勝利した丹波・四国勢と結んだ足利義維が和泉国堺に駐留したことで、京には約八ヶ月間（二月～十月）ほど将軍・管領と将軍候補者がいない期間が生じていたことが判明する。

こうした状況下、おそらく後奈良天皇は、武家が官務の人事に干渉・介入することを嫌って壬生于恒に大宮家との和睦を指示したと推察される。

こうして于恒は、三条西家の助力を得て局務家の清原宣賢・中原師象や五辻諸仲と談合を開始し条書＝契状をつくり、大宮伊治とともにそれに「加_二判形等_一」えた。これによって十五世紀半ば以来の官務職相論は終結したのである。

第二項 壬生于恒・大宮伊治連署契状と朝廷下部機構

壬生于恒・大宮伊治連署契状の条文を内容で分けると、次の三点に大別できるだろう。

- ①官務・氏長者の任期
- ②渡領の管理
- ③得分の配分

十五世紀半ば以来、足利將軍家の「佳例」と官務職とが結合したことで武家の干渉・介入を招いた官務職相論は、彼家と天皇家との不和を招来し、朝廷の運営に悪影響を与える

要素を内在させる問題と化していた。それゆえ①は、官務職に任期を設定することで壬生・大宮両家の機械的な交代を実現させると同時に、官務職と足利将軍家の「佳例」とを切り離し、弁官局を自律的な組織にすることを試みるものであったと理解できる。

②については、井原今朝男氏が、壬生・大宮両家の経済基盤を保障し経済的な逼迫があっても官務として活動できるようにするための措置であったと指摘している。そうであるならば③も、壬生・大宮両家の経済的な安定を担保し、官務の職務と両家の経営を支えるために設けられたものといえるであろう。

以上のことをまとめると、壬生家と大宮家との和睦に際してつくられた壬生于恒・大宮伊治連署契状には、両家の和睦に留まらない目的があったと解される。すなわち契状は、足利将軍家の「佳例」と結びついた官務職をそこから分離し、官務職に対する彼家の影響力を削ぎ、壬生・大宮両家の経済基盤や収入源を保障することも意図していたのである。これによって経済的な安定を得た壬生・大宮両家が、交互に足利将軍家の影響力が排された官務職に機械的に就任しあうことで、朝廷下部組織を構成する弁官局を自律的な組織として安定的に運営することを企図したと考えられる。これは、当該期の武家同士の抗争が激化するなかで朝廷・公家社会の政治的中立と、武家に対する天皇の超越的立場や公平な裁定者と評せるような政治的立場を担保する積極的な要因として評価できるだろう。

このような京を押さえる武家勢力との間に地理的距離を取れない代わりに一定の政治的距離を置くという朝廷・公家社会の生存戦略が有効に機能したからこそ、朝廷・公家社会は混迷深まる十六世紀を生き抜くことができたと考えられる。

終章 朝廷下部機構からみる中世後期の公家社会と近世への展開

はじめに

終章となる本章では、本論文の内容をまとめ、それを踏まえて朝廷下部組織を構成する外記局・弁官局が近世的な地下官人組織に変貌していく過程を論じ、その内実を明らかにする。

おわりに 一中世的局内運営の変容と近世的地下官人組織の成立一

朝廷の政務や朝儀・行事の運営・遂行に資する技能を有する局務家と官務家が上首となって統括する朝廷下部機構の外記局・弁官局では、十五世紀までは上首との緩やかな主従関係を持つ下僚が多数の官職・所役を兼ねて朝儀・行事へと参仕することで見かけ上の人員の充足と組織の維持を図っていた。

しかし、中世後期と近世との端境期で武家の抗争が激化する十六世紀に入ると、外記・弁官両局は、両局を武家の意向や影響に左右されない自律的な組織にすることで政治的には武家と一定度の距離を取りつつ、経済的には密接につながることで十五世紀に引き続いて両局に属す地下官人が権威の補完を求める武家よりの経済的な支援を享受できるようにしていた。このようにして中世後期のあり方を継承し組織と構成員を存続させていた外記局と弁官局は、当該期半ばに淵源・萌芽が認められる上首の一字偏諱・猶子化による下僚

との強固な関係性の構築と、実際には当該期を通じて下地が整えられていった十七世紀前半における下僚の少数の官職・所役を帯する朝儀・行事参仕形態への転換により、その内実を大きく変えることになる。そして、地下官人編成と朝儀・行事の円滑な遂行の二点で朝廷下部機構の上首を重要視する江戸幕府のもとで、朝廷組織に奉仕するという技能の特性から三位に上階し公卿になることを切望するも叶わなかった両局の上首＝押小路家・壬生家が、擬制的親子関係を基盤とする主従関係を結んで自家の家人とした下僚たちを外記局・弁官局に配置し、局内運営に必要な人員を補充・整備していく。こうして押小路家と壬生家は、外記局・弁官局を「家」の家産の一つに落とし込んで私有化に成功するのである。ここに、江戸幕府の意向を背景に上首が組織と下僚を一元的に強力に支配し統轄していく近世的な地下官人組織の成立を見ることができるのである。

以上が本書の結論になるが、残された課題も多い。律令的天皇・太政官制を支える朝廷組織機構の全体像の把握と、さらなる公武関係への理解が、天皇の存続や権威に加えて親政・不親政の問題に焦点を当てた研究を次の段階へと推し進めていくと考える。こうした点は、本論文では十分に検討できなかつた。今後の課題としたい。